

大石田町新型コロナウイルス感染症対策行動方針

令和 2 年 7 月 7 日
山形県大石田町

第一 方針の基本的な考え方

国及び県が行う新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたうえで、新型コロナウイルス感染症の再流行に備え、段階に応じた町としての取組を明示することにより、町民の行動イメージを予め共有することを目的とする。

第二 実施上の留意点

(1) 基本的人権の尊重

住民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限とする。

(2) 住民への説明責任

対策の必要性及び内容について、住民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(3) 関係機関との相互連携

府県対策本部、県対策本部のみならず、周辺市町村、町内各地区、医療機関等とも相互に緊密な連携を図りつつ、新型コロナウイルス感染症対策を進める。

(4) 記録の作成・保存

大石田町新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「町対策本部」という。）、新型コロナウイルス感染症対策の実施に係る記録を作成し保存する。

(5) 町の役割

生活基盤となる行政サービスを継続しつつ、住民への情報提供を行うとともに、要支援者の生活及び経済的支援を行う。

第三 段階に応じた取組

(1) 国、山形県による緊急事態宣言等が出ていない場合

- ① 発生時を想定した関係行政機関、町内各地区等との連絡体制の確立、備蓄品等の整備、役場業務継続計画の整備、オンラインによる教育環境の整備等を行う。
- ② 上記整備状況について、わかりやすく町民に周知する。
- ③ 近隣市町村で感染者が確認された場合など、必要に応じて、町対策本部を開催する。

(2) 国または山形県による緊急事態宣言等が出た場合

- ① 町対策本部の開催及び感染拡大防止対策の決定

国の「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」または山形県の「非常事態宣言」を受け、町対策本部を開催し、別紙「大石田町新型コロナウイルス感染症対策行動基準（以下「行動基準」という。）」に基づき、フェーズ4又はフェーズ5の場合における町としての感染拡大防止対策を迅速に決定する。

- ② 情報の収集及びサーベイランス
 - ・ 国、県等から適切・正確な情報を収集する。
 - ・ 感染者の濃厚接触者が町内にいないか情報収集する。
 - ・ 町内の学校の欠席者等の状況を把握する。
- ③ 住民に対する情報提供
 - ・ ホームページ、広報誌等複数の媒体を活用し、状況の変化に即応した情報提供を丁寧を実施する。
 - ・ 住民向け相談窓口を設置する。
- ④ 住民生活の維持
 - ・ 消費者に適切な行動を呼びかける。
 - ・ 必要に応じて、事業活動の縮小や雇用維持への対策を実施する。

（3）大石田町内で感染者が確認された場合

- ① 大石田町非常事態宣言の発出
行動基準に基づき、町対策本部を開催し、大石田町新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を発出する。
- ② 感染拡大防止対策の決定
行動基準に基づき、フェーズ6の場合における町としての感染拡大防止対策を迅速に決定する。
- ③ 情報の収集及びサーベイランス
(2) ②の取組を実施する。
- ④ 住民に対する情報提供
(2) ③の取組を実施する。
- ⑤ 住民生活の維持
(2) ④の取組を実施する。

第四 その他

本計画は、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。